

6-7 (仮称) 第4次つくば市生涯学習推進基本計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、(仮称) 第4次つくば市生涯学習推進基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）受託事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

本業務を実施するにあたって、価格のみではなく事業者にかかわる業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

6-7 (仮称) 第4次つくば市生涯学習推進基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）3月18日（水）まで

(4) 予算

提案（見積り）限度額 8,250千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、年度ごとの限度額を以下のとおり定める。

令和6年度 4,840千円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 3,410千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があることという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 過去5年度間に国又は地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体と元請として行政計画策定又は改訂の支援業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。

4 参加申込方法等

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 会社概要（様式2）
 - ウ 参加資格要件に係る申立書（様式3）
 - エ 業務実績書（様式4）
 - オ 業務実施体制調書（様式5）
 - カ 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税の納税通知書証明書の写し（直近2年分）
 - キ 商業・法人登記簿謄本または登記事項証明書の写し
 - ク 3参加資格要件（7）の事項を満たしていることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）
- (2) 提出部数
正本1部、副本1部の合計2部提出すること。
- (3) 提出期間
令和6年（2024年）4月1日（月）～4月12日（金）まで。受付時間は、平日8時45分から16時30分までとする。
- (4) 提出先
つくば市教育局生涯学習推進課

(5) 提出方法

持参または郵送（提出期間内必着）とする。なお、持参する場合は事前に電話にて来庁日時を連絡すること。

また、提出書類の到着通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

(6) 参加申込に関わる質問

参加申込について質問がある場合は、以下のアからオの内容に従い実施すること。

ア 提出書類

参加申込に係る質問書（様式6）

イ 提出期間

令和6年(2024年)4月1日(月)～4月8日(月)までとする。

ウ 提出先

つくば市教育局生涯学習推進課

エ 提出方法

電子メールにより、以下のメールアドレス宛に提出すること。なお、窓口及び電話による質問には応じない。

メールアドレス edc074@city.tsukuba.lg.jp

なお、送信エラー等による上記メールアドレスへの電子メールの未着といった行き違いを防ぐため、提出期間中の平日8時45分から16時30分までの間に、電話にて担当部局へ到着確認を行うこととする。

オ 回答方法

令和6年(2024年)4月10日(水)を目途に、期間中に提出された全ての質問に対して一括して本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問に対しては、まとめて回答する。

5 参加資格の書面審査及び結果の通知

参加申込書類により参加資格を審査の上、参加申込者全員に対し、参加資格審査結果通知書を郵送及び電子メールにて通知する。

参加資格を満たした者が6者以上となった場合、別表の審査基準表に基づき、業務実績書及び業務実施体制調書に記載された事項による書面審査を選定委員会事務局が行い、企画提案審査を行う5者を選定する。

参加資格を満たしていないと判断された者又は書面審査において選定されなかった者は、通知日から7日を期限として、その理由について説明を求める

ことができる。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 業務工程表（任意様式）
- ウ 参考見積書（任意様式）
- エ プレゼンテーション出席者報告書（様式7）

(2) 提出部数

正本1部、副本11部の合計12部提出すること。

(3) 提出期間

令和6年(2024年)4月18日(木)～5月10日(金)までとし、受付時間は、平日8時45分から16時30分までとする。

(4) 提出先

つくば市教育局生涯学習推進課

(5) 提出方法

持参または郵送（提出期間内必着）とする。なお、持参する場合は事前に電話にて来庁日時を連絡すること。

また、提出書類の到着通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

※提出された資料を選定委員会での審査に使用する。

(6) 企画提案書類に係る質問

企画提案書類について質問がある場合は、以下のアからオの内容に従い実施すること。

ア 提出書類

企画提案に係る質問書(様式8)

イ 提出期間

令和6年(2024年)4月18日(木)～4月25日(木)までとする。

ウ 提出先

つくば市教育局生涯学習推進課

エ 提出方法

電子メールにより、以下のメールアドレス宛に提出すること。なお、窓口及び電話による質問には応じない。

メールアドレス edc074@city.tsukuba.lg.jp

なお、送信エラー等による上記メールアドレスへの電子メールの未着といった行き違いを防ぐため、提出期間中の平日8時45分から16時30

分までの間に、電話にて担当部局への到着確認を行うこととする。

オ 回答方法

令和6年(2024年)5月1日(水)を目途に、期間中に提出された全ての質問に対して一括して本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問に対しては、まとめて回答する。

7 提出書類の記載要領

(1) 提出書類の様式

プロポーザル様式に係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式1から様式8は、本市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズはA4判縦とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは原則12ポイント以上の大ききで作成すること。

ウ 使用する言語は、日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類は、すべて順に並べA4縦型フラットファイルに左綴じとし、通しのページ番号を付すこと。印刷の色はカラー、白黒を問わない。

(4) 書類作成上の注意

ア 参加申込書(様式1)

担当者欄には、本業務のプロポーザルに係る手続きを担当する者について記載すること。

イ 会社概要(様式2)

商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。

ウ 業務実績書(実績4)

過去に元請として契約を締結し、業務について、本業務と類似性の高いもの及び参加資格要件(7)に示す業務を5件まで記入する。また、記入した業務に関する資料等を添付してもよい。

エ 業務実施体制調書(様式5)

(ア) 本業務を担当する者全員について記入すること。

(イ) 関連業務従事実績欄では、業務実績書(様式4)に記入した業務の番号を記載することで当該業務の概要を省略できる。

オ 企画提案書(任意様式:20ページ以内)

本業務の目的及び内容をよく理解し、仕様書「第2章 業務内容」を

踏まえた以下の業務に対する実施方針及び手法、特に重視する事項、業務上の配慮事項、その他独自の提案等について記載すること。

あわせて、以下に示す 8 (3)「選定基準」についても参考にすること。

- (ア) 2 年度間の業務計画・工程管理
- (イ) 基礎調査業務
- (ウ) 会議運営支援業務
- (エ) 市民参画手法の支援業務
- (オ) アンケートの実施
- (カ) 計画素案・計画案作成支援業務

仕様書第 2 章-(1)-カ-(ア)で触れている計画の PDCA サイクル管理についても述べること。

カ プレゼンテーション出席者報告書(様式 7)

出席者は 3 名以内とし、本業務を担当する管理技術者及び担当者の各 1 名は必ず出席すること。

キ 参考見積書(任意様式)

- (ア) 消費税及び地方消費税を除いた額及び税込み額を記載すること。
- (イ) 仕様書「第 2 章 業務内容」(1)(2)に示す業務ごとに積算内訳を示すこと。

8 審査及び選定

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 企画提案審査(プレゼンテーション)

ア 実施日時及び実施場所

令和 6 年(2024 年)5 月 17 日(金)頃、つくば市役所での実施を予定しているが、正式な日時や場所等については、別途通知する。

イ 出席者

3 名以内とし、本業務を担当する管理技術者及び担当者の各 1 名は必ず出席すること。

ウ 説明時間

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内とする。

エ 留意事項

- (ア) プレゼンテーションは非公開とする。
- (イ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書または企画提

案書の内容に基づくパワーポイント資料を用いて行うこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(ウ) プロジェクターやスクリーン等については市が用意するが、パソコンは企画提案者が用意すること。

(3) 選定基準

企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査を実施し、次の基準表のとおり総合的に評価する。各委員は評価点の合計により、それが多い順から企画提案者ごとに順位をつける。

その結果、第1順位となった数が多いものから順に最優秀者及び優秀者各1者を選定する。全ての委員における第1順位がひとつの企画提案者となった場合は、第2順位となった数が最も多かった企画提案者を優秀者とする。

ただし、第1順位及び第2順位が同数となった場合は、評価項目について次の順により比較し、順位を決定する。

ア すべての評価項目に対する各委員の評価点の合計

イ 企画提案・プレゼンテーションに係る項目に対する各委員の評価点の合計

ウ 業務実績・業務体制に係る項目に対する各委員の評価点の合計

エ 見積価格に係る項目に対する各委員の評価点の合計

評価項目	評価の視点	配点	様式
業務実績 実施体制	1 類似業務の受託実績 2 担当者の経験、実績 3 業務内容に対する実施体制	10点	様式4 様式5
企画提案	1 業務計画及び工程管理【5点】 2 基礎調査業務手法・分析の視点【10点】 3 会議運営支援方針【10点】 4 市民参画手法の支援（アンケート含む） の設計方針・分析の視点【25点】 5 計画素案・計画案作成支援の方針・手法 【30点】	80点	任意 様式
プレゼンテ ーション	1 取組意欲 2 質問等に対する応答	5点	—
見積価格	1 業務内容に対する費用の的確性	5点	任意 様式

(4) 審査結果の通知

審査結果については、審査を受けた全ての者に対し郵送及び電子メールにて通知する(令和6年(2024年)5月22日(水)予定)。

選定されなかった者は、通知日から7日を期限として、その理由について説明を求めることができる。

(5) 審査結果の公表

つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン第16条に基づき公表する。

9 受託候補者との協議・契約

選定された最優秀者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、最優秀者と本市との協議が整わない場合、または最優秀者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として優秀者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

10 日程

期間	実施内容
令和6年(2024年)4月1日(月)	プロポーザル実施要領の公表
令和6年(2024年)4月1日(月)～4月8日(月)	参加申込に係る質問受付
令和6年(2024年)4月10日(水) 予定	質問回答(市HPにて公表)
令和6年(2024年)4月1日(月)～4月12日(金)	参加申込書の受付
令和6年(2024年)4月17日(水)	参加資格審査結果の通知
令和6年(2024年)4月18日(木)～4月25日(木)	企画提案書に関する質問受付
令和6年(2024年)5月1日(水) 予定	企画提案書に関する質問への回答(市HPにて公表)
令和6年(2024年)4月18日(木)～5月10日(金)	企画提案書の受付期間
令和6年(2024年)5月17日(金) 予定	選定委員会の開催
令和6年(2024年)5月22日(水) 予定	審査結果の通知
令和6年(2024年)6月上旬ごろ	候補者との協議、契約締結

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、受託候補者の選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)に基づき、当該書類を公開することがある。

12 資格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) その他、選定委員会が適当でないと判断した場合

13 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 全ての提案について、契約の目的が十分に達成できないと判断したとき(採点者による採点の結果、平均点が50点を下回った場合)は、受託候補者を選定しないことがある。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用については、提出者の負担とする。

14 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市教育局生涯学習推進課生涯学習推進係
TEL 029-883-1111(内線4510)
メール edc074@city.tsukuba.lg.jp

(別表)

6-7 (仮称) 第4次つくば市生涯学習推進基本計画策定支援業務委託
書面審査基準表

1 参加資格審査 (30点)

参加申込書を提出し、参加資格要件を満たしたものが6者以上となった場合は、下表の評価基準に基づいて、業務実績書及び業務実施体制調書に記載された事項を審査する。

評価項目	配点	評価基準	様式等
1 業務実績数	5	実績1件につき1点として評価する	様式4
2 業務内容	15	記載された各業務実績について、 ・生涯学習に関する行政計画 3点 ・生涯学習の分野以外で教育委員会が策定する行政計画 2点 ・その他行政計画 1点 で配点する。	様式4
3 業務経験	10	管理技術者の「関連業務従事実績」欄に記載された各業務経験について、上限を10点として配点する。 ・生涯学習に関する行政計画 5点 ・生涯学習の分野以外で教育委員会が策定する行政計画 3点 ・その他行政計画 1点	様式5
合計点	30		